

## 中期目標・中期計画の考え方

独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止により同機構が担ってきた職業能力開発業務は、独立行政法人高齡・障害者雇用支援機構（以下「高障機構」という。）から名称変更する高齡・障害・求職者雇用支援機構（以下「雇用支援機構」という。）に移管されることから、現行の高障機構の中期目標及び中期計画（H20.4.1～H25.3.31）に職業能力開発業務等を追加し、雇用支援機構の中期目標・中期計画とする。

## 中期目標・中期計画の内容（変更部分のみ）

1 中期目標の「前文」に職業訓練の重要性・必要性、国・雇用支援機構・都道府県の役割、成長が見込まれる分野の人材育成等国の戦略目標を追加

2 業務運営の効率化に関して、職業能力開発業務に係る経費節減等を追加 ※経費節減率については財務省と調整中

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関して、以下を追加

(1) 職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営の実施等に関する事項

①効果的な職業訓練の実施に関する事項

（運営委員会、地域協議会の開催による労使二ーズ等を反映した効果的・効率的な職業訓練の実施）

②離職者を対象とする職業訓練の実施に関する事項（訓練修了者の就職率80%以上）

③高度技能者の養成のための学卒者を対象とする職業訓練に関する事項

（実践技能者や生産管理部門のリーダー養成、専門課程及び応用課程の修了者の就職率95%以上）

④在職者を対象とする職業訓練の実施に関する事項（ものづくり分野を中心に真に高度な訓練に限定、受講者等の満足度80%以上）

⑤事業主等との連携・支援に関する事項

（事業主と訓練カリキュラムの開発、訓練指導員の派遣、訓練設備の貸与、訓練ノウハウ・情報の提供）

⑥職業訓練指導員の養成に関する事項

（技能習得指導、訓練コーディネート、キャリアコンサルティングなどの幅広い能力を有する人材の育成）

⑦訓練コースの開発等に関する事項

（訓練コースや職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・研究の実施）

⑧職業能力開発分野の国際連携・協力の推進に関する事項

（開発途上国における人材養成や国内における研修生の受入れ等の効率的・効果的な推進）

⑨公共職業能力開発施設等に関する事項

（ポリテクセンター等の都道府県への移管の推進、職業能力開発総合大学校での平成26年度からのハイレベル訓練（仮称）実施に向けた準備、相模原校の24年度末までの廃止等）

(2) 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項（職業訓練の認定業務の的確な実施、必要な指導及び援助）

4 財務内容の改善に関して、雇用促進住宅業務（求職者や被災者へ配慮しつつ平成33年度までの譲渡・廃止等）を追加